

永平寺町企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年3月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第3号

永平寺町企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町企業立地促進条例施行規則(平成18年永平寺町規則第125号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「採用された」を「採用され、かつ、採用された日から6か月以上継続して雇用されている」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 転属者 建設した事業施設の操業に伴い、常時使用する従業員として町外の事業施設において雇用されていた者で、助成金適用認定を受けた日から操業開始後2年以内の間に建設した事業施設に転属し、かつ、転属した日から6か月以上継続して雇用されている者をいう。

別表第1用地取得助成金の項中「・新規雇用者3人以上(町内居住者)」を「・新規雇用者等5人以上」に改め、「・用地取得助成金の交付は、年度にかかわらず、1事業者(子会社又は関連会社を含む)につき1回限り」を削り、同表雇用促進助成金の項中「町内居住者」を「町内に住所を有する者」に改める。

別表第1施設設置助成金の項及び機械設備等設置助成金の項中「・新規雇用者3人以上(町内居住者)」を「・新規雇用者等5人以上」に改める。

別表第1環境施設整備助成金の項中「・新規雇用者3人以上(町内居住者)」を「新規雇用者等5人以上」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 新規雇用者等とは、第2条第2項第2号及び第3号に該当する者をいう。

別表第3備考を次のように改める。

備考 同時に異なる助成金の申請を行う場合、共通する添付書類は一方の申請書に添付すれば足りる。

2年度目以降に助成金の申請を行う場合、変更のない添付書類は必要としない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。